

春の風に笑顔・笑顔、また笑顔。

特別豪雪地帯に指定されている喜茂別町・留寿都村にも、桜の開花とともに春が訪れました。散歩をしながら、春の暖かな陽気を身体いっぱい浴び、春の景色を楽しみました。



きもべつ喜らめきの郷・るすつ銀河の杜敷地周辺や、車で15分程度の地元の方には馴染みの花見スポットに出かけました。



昨年・一昨年と、コロナ禍によりレクや外出行事を自粛してきたため、久々の外出に、入居者の皆さまにはとても喜んでいただきました。

今後も、「コロナ禍だからできない」ではなく、「コロナ禍でも、どうしたらできるのか」を考え、もちろん感染対策は万全にしながらも、緊張と緩和のバランスに配慮し、入居者の皆さまの生活が彩りのあるものになるよう、取り組んでまいります。



喜らめき銀河タイムス

きもべつ喜らめきの郷・るすつ銀河の杜

三二一

安心・安全
信頼・満足
地域に貢献

社会福祉法人溪仁会 経営理念





余暇活動を通して、いつまでも

自分らしく、 あなたらしく。



喜らめきの郷・銀河の杜では、入居者の皆さまのライフスタイル、趣味、好みに応じた余暇活動を大切にしています。

他者交流を楽しむ、身体を動かす、学習療法に取り組む、軽作業・手作業を続けるなどさまざまです。



施設の利用料金について

負担限度額認定証の
更新のお知らせ。

介護保険施設の基本料金は①介護保険利用料(サービス1割～3割負担)＋②食費＋③居住費が毎月かかります。

そのなかで、②食費と③居住費は、各自治体への(負担限度額認定)申請により、該当すれば、下記のとおり第1段階から第3段階②まで軽減されます。



所得の状況		預貯金等の資産の状況	居住費(／1日) (ユニット型個室)	食費(／1日)
第1段階	世帯全員が住民税非課税で、高齢福祉年金受給者	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	300円	820円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合所得金額と非課税年金収入額の合計が年額80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	390円	820円
第3段階①	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得額と非課税年金収入額の合計が年額80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	650円	1,310円
第3段階②	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得額と非課税年金収入額の合計が120万円超の方	単身500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,360円	1,310円
第4段階	上記以外の方(住民税課税世帯等)		1,445円	2,006円

負担限度額認定(証)の有効期限は、申請月の1日から7月末までとなっています。継続してご利用になる場合には更新手続きが必要です。入居者ご家族の皆さまへは、郵送にてご案内しておりますので、ご確認・申請書類の作成をお願い致します。

お問い合わせ先：喜らめきの郷(担当：赤坂・稲川) 銀河の杜(担当：石巻)